農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百六十六号

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第四項、第八条第二項、第十七条第一項第二号、第十八条第二項、第五十五条及び第五十六条並びに農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第百十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農業委員会等に関する法律（」の下に「昭和二十六年法律第八十八号。」を加え、同条第二項第二号中「農家数」を「農業者の数」に改める。

第二条の二から第四条までを削り、第二条を第四条とし、第一条の三を第三条とする。

第一条の二第一項を削り、同条第二項中「事項」を「業務」に、「都道府県農業会議の所掌に属させた」を「都道府県機構が行うものとされた」に改め、同項を同条とし、同条を第二条とする。

第五条を次のように改める。

（農業委員会の委員の定数の基準）

第五条　法第八条第二項の政令で定める定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区分		委員の定数の上限
一　(一)　十アール（北海道にあつては、三十アール）以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数（三の項において「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	十四人
一　(一)　十アール（北海道にあつては、三十アール）以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数（三の項において「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	二十七人
一　(二)　その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	十九人
一　(二)　その区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	三十七人
二　一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	二十四人
二　一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	四十七人
三　基準農業者数が六千を超え、かつ、その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	二十四人
三　基準農業者数が六千を超え、かつ、その区域内の農地面積が五千ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	四十七人

第六条から第十一条までを削る。

第十二条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村）

第七条　法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する市町村であることとする。

一　当該市町村の区域内の農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の一以下であること。

二　当該市町村の区域内において認定農業者その他農林水産省令で定める者がその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の七十以上であること。

2　農林水産大臣は、前項各号のいずれにも該当する市町村を公告しなければならない。

（農業委員会の推進委員の定数の基準）

第八条　法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）以下であることとする。

第十三条第二項中「政令」の下に「（次条から第十二条までを除く。）」を加え、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」を削り、「第三十五条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同条を第九条とする。

本則に次の五条を加える。

（市町村の廃置分合の場合の措置）

第十条　市町村の廃置分合（市町村の設置を伴うものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、関係市町村（当該廃置分合によりその区域の全部が当該廃置分合により新たに設置される市町村（以下この条において「新設市町村」という。）の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）は、あらかじめ、協議により、関係市町村の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範囲内で、新設市町村の農業委員会（以下この条において「新設農業委員会」という。）の委員の定数を定めることができる。

2　前項の規定により新設農業委員会の委員の定数を定めた場合には、関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

3　前項の規定により告示された新設農業委員会の委員の定数は、法第八条第二項の規定に基づく新設市町村の条例により定められたものとみなす。この場合においては、同項の政令で定める定数の基準は、指定日までの間、第五条の規定にかかわらず、第一項の規定により定められた新設農業委員会の委員の定数であることとする。

4　第二項の規定による告示が行われた場合には、指定日までの間に任命された新設農業委員会の委員の任期は、法第十条第一項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から指定日までとする。

5　第二項の規定による告示が行われた場合には、新設市町村の長は、指定日までの間、関係市町村の協議により関係市町村の農業委員会の委員のうちから定めた者を、法第八条第一項及び第九条の規定によらないで、新設農業委員会の委員として任命することができる。

6　市町村の廃置分合をしようとする場合においては、関係市町村は、あらかじめ、協議により、関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下の範囲内で、新設農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。

7　前項の規定により新設農業委員会の推進委員の定数を定めた場合には、関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

8　前項の規定により告示された新設農業委員会の推進委員の定数は、法第十八条第二項の規定に基づく新設市町村の条例により定められたものとみなす。この場合においては、同項の政令で定める定数の基準は、指定日までの間、第八条の規定にかかわらず、第六項の規定により定められた新設農業委員会の推進委員の定数であることとする。